

～ 横浜市から法人市民税に関するお知らせ ～

法人市民税の申告書提出・課税に関するお問い合わせは**横浜市法人課税課**へお願いします。

- 法人市民税は、法人の収益に応じて計算される「法人税割」と、法人の規模に応じて課される「均等割」を合算し算出します。
- 法人が定める事業年度終了後2か月以内に、法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。
- 横浜市では、eLTAXを利用して法人市民税の電子申告・電子納税をご利用いただけます。この機会に是非、ご利用ください。

法人番号について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、次の表に掲げる法人市民税の申告書及び届出書に、国税庁から通知された法人番号の記載が必要となりました。申告書及び届出書の「法人番号」欄には、国税庁から通知された法人番号の記載をお願いします。

	提出書類	記載対象
(1)	法人市民税申告書	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告書から
(2)	法人設立・開設届出書、事業年度・納税地・その他の変更異動届出書	平成28年1月1日以後に提出する届出書から

- *法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号（マイナンバー）と異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。
- *社会保障・税番号制度導入以前の法人番号（ハイフンにより2桁の数字と5桁の数字に区切られた番号）は、「管理番号」として引き続き使用します。私製申告書を使用する場合などは、申告書右上「管理番号」欄に、横浜市より送付された納付書に印字されている管理番号の記載をお願いします。

横浜みどり税について

平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

なお、平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

法人の区分		税率 (年額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等*	人数にかかわらず	54,500円
	1千万円以下	54,500円
1千万円超、1億円以下	50人以下	130,800円
	50人超	141,700円
1億円超、10億円以下	50人以下	163,500円
	50人超	174,400円
10億円超、50億円以下	50人以下	436,000円
	50人超	446,900円
50億円超	50人以下	1,907,500円
	50人超	446,900円
		3,270,000円

※次の法人が対象となります。

- ①公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
- ②人格のない社団等
- ③一般社団法人及び一般財団法人（ともに非営利型を除く）
- ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

eLTAXのご利用開始・利用方法に関するお問い合わせ先はこちら↓

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

電話：0570-081459（ハイシンコク） IP電話やPHSからは03-5500-7010

法人市民税に関するお問い合わせ先

横浜市財政局法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4481 受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしていません。